

北海道文教大学研究生規程

(平成11年4月7日 程 第19号)

(趣 旨)

第1条 北海道文教大学(以下「本学」という。)学則第32条第2項の規定に基づく研究生に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(入学時期)

第2条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第3条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。

- ① 大学を卒業している者
- ② 前号と同等以上の学力があると本学が認めた者

(出 願)

第4条 研究生を志願する者は、指定された日までに、次の書類に入学検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- ① 本学所定の願書
- ② 履歴書(研究業績記載のもの)
- ③ 健康診断証明書
- ④ 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- ⑤ その他本学が必要と認める書類

(研究期間)

第5条 研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、引き続き研究を希望する者に対しては、研究期間の延長を許可することができる。

(費 用)

第6条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入しなければならない。

- 2 入学検定料、入学料及び授業料の額は、別表に掲げる額とする。
- 3 既納の入学料及び授業料は、いかなる事情があってもこれを返還しない。

(研究指導)

第7条 学長は、研究生として許可した者に、専門教育科目及び研究課題を指定し、指導教員を定めるものとする。

(研究報告)

第8条 研究生は、その研究期間が終了する際、研究報告書を学長に提出しなければならない。

(研究証明)

第9条 研究を修了した研究生に対し、本人の請求により研究証明書を交付する。

(学則等の準用)

第10条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則及びその他の学内規則を準用する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

別表 諸納付金

種 別	金額及び納期	金 額	納 付 時 期
入 学 検 定 料		10,000円	研究生志願書類提出のとき
入 学 料		25,000円	研究生を許可されたとき
授 業 料		144,000円	前期授業料 72,000円 後期授業料 72,000円

1 入学金は、本学卒業の場合は免除する。